

地域医療連携推進法人の定款変更に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第70条の18第1項において準用する法第54条の9第3項の規定により、地域医療連携推進法人が定款の変更の認可申請をした場合の手続を明確にし、適正かつ円滑に対応することを目的として、必要な事項を定める。

(地域医療構想調整会議)

第2条 地域医療連携推進法人が、次の各号に掲げる定款変更の認可申請を提出したときは、原則として直後に開催される、申請に係る構想区域における地域医療構想調整会議において、地域医療連携推進法人に説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 参加法人等の追加又は脱退に伴う変更
- (2) 地域医療連携推進法人の目的に関する変更
- (3) 医療連携推進区域に関する変更
- (4) 医療連携推進業務に関する変更
- (5) その他知事が必要と定める事項に関する変更

附 則

この要領は、令和8年9月24日から施行する。